

HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.9

隼あすか法律事務所ニュースレター第9号 January 2014



CONTENTS

- P.1…事業資金の有効管理～キャッシュ・プーリングの可能性
- P.5…従業員の退職と不正競争防止法の営業秘密の保護
- P.6…民法改正（消滅時効）
- P.8…『非公開化の法務・税務』出版のお知らせ
- P.9 あなたの家族を守る「遺言」の話

事業資金の有効管理～キャッシュ・プーリングの可能性

弁護士 藤田 剛敬

1. はじめに

海外に拠点を設けたり、グループ会社化することは、企業拡大の一つの方法でしょう。企業の拡大に伴う海外展開又はグループ会社として関連会社が複数存在する場合には、その資金の有効的な活用が重要なテーマの一つともなります。

例えば、①海外に事業を展開した場合、通貨毎に資金が点在しているでしょうし、②グループ内に、余剰資金を有する会社がある一方で、資金が足りずに外部から資金調達する必要がある企業が存在していることもあります。これらの状況を踏まえ資金の有効活用を図る手段が、キャッシュ・プーリングないしキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)です。

2. アクチュアル・キャッシュ・プーリング

(1) アクチュアル・キャッシュ・プーリングの利用場面

グループ内で、実際に資金をどう使うかに着目したものです。点在する資金を特定の口座に集中的にプールするものであり、実際に口座間での資金移転が生じます。例えば、余剰資金を有する会社は余剰資金を遊ばせている一方で、資金が不足している会社はわざわざ金利を支払って外部から借入を行っています。この余剰資金をローンに回すことができれば、グループ内で資金を有効に使えることとなります。そこで、アクチュアル・キャッシュ・プーリングにより、余剰資金を特定の一つの口座に集め、当該口座の名義人である会社が、資金を管理し、資金不足会社に貸付を行うというスキームを構築することができます。

(2) 法的問題点

アクチュアル・キャッシュ・プーリングに関して、全く法的問題がないわけではありません。例えば、資金を特定の名義人の口座で受け入れることは、いわゆる「預り金」をするものとして出資法の規制対象となります。また、貸付を行うことは、「金銭の貸付け」として貸金業法上の登録が必要となる可能性があります。グループ会社内に金融規制法関連の免許や登録をしている会社があれば、当該会社が行うことで対応が可能でしょう。しかし、必ずしもそのような組織を兼ね備えているわけではありません。では、アクチュアル・キャッシュ・プーリングは、一定の規模を有する企業体に限られてしまうのでしょうか。

この点につき、そもそも各金融規制法が適用されるリスクがどの程度あるのかを検討する必要があります。例えば、出資法は、「不特定かつ多数の者」を対象に金銭の受入れをすることが規制対象となるので、資本的関連性を有するグループ会社内にとどまるのであれば、出資法の規制対象にならないと考えることができます。

一方で、貸金業法について、金融庁が示している一定の解釈に留意する必要があります。すなわち、親会社から子会社への貸付は、貸金業法の登録は不要ですが、兄弟会社間での貸付は、同法の登録が必要との解釈が示されています（当該解釈の概要であり、実際にはいくつかの要素を考慮してもう少し細かく論じられているので、ご留意ください。）。特定の事例に基づいてなされた解釈なので、必ずしも普遍的なルールというわけではありませんが、金融庁の一定のアプローチの仕方を読み取ることができます。すなわち、親子間の支配関係にあれば、子会社は親会社による意思決定に基づいてその活動がなされ、一体的な企業体として結果的に利益又は不利益は親会社に回帰することになりますので、あえて規制をかけて保護する必要性も低いということを根拠に、貸金業法上の登録は不要と解していると思われる。このことは、親会社が子会社の 50%以上のコントロール権を有しているという事例において当該判断をしていることから伺えます。一方で、兄弟会社の場合、相互には直接の支配関係はありませんので、自由な貸付を許容した場

合、一方の負担の下に他方の利益を図ることができてしまい、負担側企業のステークホルダーを害することになります。そこで、兄弟会社に関しては登録を要求して、保護を図ろうとしているものと推察されます。

上記で、事例判断なので必ずしも普遍的なルールではないと記載しましたが、上記金融庁の意図を読み取れる以上、「親子会社」又は「兄弟会社」という判断基準は共通の基準として適用される可能性があるため、留意が必要です。

上記に加え、アクチュアル・キャッシュ・プーリングの中心となる企業が決済業務も行う場合、「為替取引」として銀行法又は資金決済法の適用の有無も考慮する必要があります。また、拠点を海外にも有する場合、資金の移動が外為法の規制対象になる可能性もあります。

銀行法又は資金決済法に関しては、「為替取引」に該当しないとも考えられますし、外為法規制も手続き的な煩雑さはあるものの、アクチュアル・キャッシュ・プーリングを阻害するものではないと考えられますので、スキームを検討する場合は予めご相談ください。

3. ノーショナル・キャッシュ・プーリング

(1) ノーショナル・キャッシュ・プーリングの利用場面

アクチュアル・キャッシュ・プーリングは、実際に資金をどう使うかに着目したものでしたが、ノーショナル・キャッシュ・プーリングは、預金をどう運用し、借入金利の負担を減らすかという点にその主眼があります。すなわち、預金及び借入に対して優遇金利を適用してもらうというスキームです。この優遇金利を計算する際に、グループ全体として預金がどれくらいあるか、借入がどれくらいあるかを把握する必要がありますが、実際に資金を動かすことなく、計算上1か所に存在していると仮定するだけなので、「ノーショナル(notional)」といいます。

(2) 具体的スキーム

優遇金利の計算には、どの範囲に優遇金利を適用するかにより、計算のためのスキームが大きく異なります。すなわち、①預金額全体又は借入額全体にそれぞれの優遇金利を適用するスキーム、②預金額と借入額のうち、どちらか少ない方の総額に相当する部分に優遇金利が適用され、それを超える部分には通常の金利を適用するものです。

さらに異なる通貨で資産が点在している場合は、特定の通貨に転換したうえで、各総額を計算する必要があります。なお、実際に転換するわけではなく、あくまでも計算上の話です。さらに複雑にはなりますが、①計算上預金又は負債を集めてくる口座を複数とする、②優遇金利を適用するために基準となる通貨を複数にする、③ノーショナル・キャッシュ・プーリングの対象とする会社を地域ごとに分類するなどのスキームを組み合わせることも考えられます。

(3) 法的問題点等

実際に資金は移動せず、またアクチュアル・キャッシュ・プーリングとはその目的を異にしますので、アクチュアル・キャッシュ・プーリングでの問題は生じないと言えます。なお、グループ会社間での貸付け等は想定されていないスキームですので、そのような要請がある場合は、アクチュアル・キャッシュ・プーリングによる必要があります。

運用上の問題として、複数の海外拠点がかわる場合、預金又は借入の残高をどの時点で把握するかという点で、時差も考慮しなければなりません。そこで、上記(2)③のように、近い地域毎に分類するスキームを採用すれば、時差の影響は小さくできると考えます。

4. 複合型

アクチュアルとノーショナルの複合型も考えられます(グループ内に金融関連規制に対応できる会社がない場合を想定。)

- ① アクチュアル・キャッシュ・プーリングで資金を実際に移転する。
- ② 集めた資金には優遇金利を適用する。
- ③ 資金のない会社は、プーリングした預金を担保に、当座貸越を行う。当該当座貸越には、優遇金利を適用する。

上記③について、アクチュアル・キャッシュ・プーリングでのグループ会社内で資金融通は実現できませんが、優遇金利が適用され、ノーショナル・キャッシュ・プーリングとして銀行が関与するので、金融規制法関連の許認可等の法的リスクを避けることができます(但し、外為法規制は注意が必要。)

5. おわりに

キャッシュ・プーリングは、グループ会社の規模に合わせて簡単にも複雑にもスキームを構築できるので、使いやすい資金管理スキームになるのではないのでしょうか。キャッシュ・プーリングを機能させるためには、法的問題点をクリアにした上で、当該スキームを細かく契約書に落とし込む必要があります。スキームが機能しない、気付かないうちに法令違反をしていたという事態に至ってはキャッシュ・プーリングを構築した意味がなくなってしまう。事業拡大、事業の効率的運営を図ってキャッシュ・プーリングを導入したにもかかわらず、逆に躓きの原因にもなり得ますので、スキーム実行前には必ずご相談ください。

1. はじめに

近時の情報化の発展や雇用形態の多様化などにより、企業の営業秘密をいかにして管理し、流出等のリスクを軽減させるか、また、実際に流出等の事態が生じた場合にいかなる法的手段を採りうるかが重要な課題となっています。ここでは、従業員退職と不正競争防止法上の営業秘密の保護について見て行きたいと思います。

2. 不正競争防止法と他の法律による保護の違い

企業の営業秘密が侵害されるケースとしては、産業スパイや競合他社等の外部の者による場合だけでなく、企業内部の従業員や役員等によってなされる場合があります。企業内部の者は、外部の者と比べ、自社の営業秘密に比較的容易にアクセス可能であり、在職中ないしは退職に伴って、営業秘密を無断取得し、外部に流出させるケースが考えられます。

企業の営業秘密が退職した元従業員によって流出した場合、守秘義務違反等を理由に、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求等を行うことは可能です。また、刑法上の業務上横領罪または背任罪等に該当する余地もあります。

しかしながら、従業員が退職後にどのような範囲で守秘義務を負うかは明らかでなく、また、流出によって企業が被った損害額の立証が難しいなどといった点があります。そこで、営業秘密が元従業員によって流出させられるケースを想定して、不正競争防止法上の保護、その保護を受けるために必要なことなどについて見て行きたいと思います。

3. 不正競争防止法上の保護

不正競争防止法では、営業秘密の使用の差止めを求めることができ、また、不正競争防止法に基づく損害賠償請求は不法行為による場合と比べると損害の推定規定があるなど、不正競争防止法上の保護を受けることができることは企業にとって一般に有利であると考えられます。

もともと、不正競争防止法においては、企業の秘密情報の全てが保護されるわけではなく、当該秘密が不正競争防止法上の「営業秘密」に該当することが必要となります。

不正競争防止法2条6項は、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」と定義されており、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の3つの要件を満たす必要があります。不正競争防止法の保護を受けることができるか否かにおいて、特に問題となるのは、この①秘密管理性の要件です。

①秘密管理性の要件について、実際に流出等があり裁判で争点となった事例において、およそ完璧な秘密管理体制というのは困難なもので、十分に管理していたつもりでも、裁判においては秘密管理性の要件を満たさず、結果的に不正競争防止法上の保護を受けることができない例は多いものです。そこで、裁判例における要件の判断方法を理解し、営業秘密として法的保護を受けることができる可能性をより高めるよう、管理体制を構築することが求められるといえます。

裁判例において、社内的な管理体制で主に重視される点としては、以下のものが考えられます。

(a)秘密情報自体の管理としては、秘密情報が特定されていること、保管場所の施錠等がなされていること、秘密情報にアクセスできる者が限定されていること(秘密情報がデータの場合にはパスワード等でアクセス制限がなされていること)、などがあります。

また、(b)企業の管理体制として、就業規則、契約書等により従業員等に秘密保持義務が明確に課されていること、秘密保持について社内で指導・教育等がなされていること、などがあります。

なお、経済産業省から、「営業秘密管理指針 平成22年4月9日改定」が公表されており、企業の営業秘密管理体制等について具体例等も紹介されているので、参考になります。

4. 最後に

元従業員によって企業の重大な営業秘密が流出したことにより、企業が莫大な損害を被るおそれがあります。そもそも営業秘密の流出といった事態を生じさせないため、また、万が一そのような事態が生じた場合において、不正競争防止法上の保護を受けることができるよう、営業秘密の管理体制を適切に構築しておくことが重要であると考えられます。

民法改正(消滅時効)

弁護士 中西 哲男

1 はじめに

民法は、私法の一般法であり、私人と私人との関係を規律する基本的な法律です。

現在の民法は、大きく分けて、財産関係についての規定である財産法と家族関係についての規定である家族法に分類されます。財産法は、主体や客体についての規定である総則、物に対する権利である物権についての規定である物権法、特定の人に対する権利である債権についての規定である債権法の三編から構成されます。方、家族法は、身分関係を規律する親族法と身分に基づく財産の承継を規律する相続法の二編から構成されます。

民法は、1898年(明治31年)に施行された大変古い法令であり、家族法については、戦後、抜本的な改正がなされましたが、財産法については、抜本的な改正がされていませんでした。そのため、必ずしも同法制定以来の社会・経済の変化への対応がなされているとはいえ、また、国民一般に分かりやすいものともいえませんでした。そこで、国民の日常生活や経済活動にかかわ

りの深い契約に関する規定を中心に、債権法の分野の大部分及び総則の一部についての見直しが行われています。

2 民法の改正の動向

2006年に法務省は、民法(債権法)について、抜本的な見直しを行うという方針を決定しました。同年10月には、学識有識者の有志によって「民法(債権法)改正検討委員会」が組織され、法務省の立案担当者も参加されました。この検討委員会は、2009年3月末に、「債権法改正の基本方針」とりまとめましたこの方針は、後の法制審議会の議論のたたき台の一つとなっております。

2009年10月には、法務省の法制審議会が、当時の千葉景子法務大臣より諮問(諮問88号)を受け、法務省の法制審議会に民法(債権関係)部会が設置され、同年11月から審議が開始されました。法制審議会での議論開始後、約1年半を経た2011年4月、民法(債権関係)部会において、「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」が決定され、同年5月に公表され、パブリックコメントが実施されました。

2011年7月から、中間試案に向けての議論がなされる第2ステージが開始され、2013年2月には「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」が決定され、パブリックコメントが実施されました。2013年7月からは、改正要綱案の取りまとめに向けての議論がなされる第3ステージが開始され、各論点について議論を重ねています。今後については、改正要綱案の取りまとめに先立ち、2014年7月末までに、「要綱仮案」の取りまとめが行われる予定です。

3 消滅時効について

本ニュースレターでは、改正される民法の中で、今回は、消滅時効の議論の一部を取り上げたいと思います。

(1) 職業別の短期消滅時効の廃止について

現行民法は、債権の消滅時効について原則的な期間を10年間としつつ、職業別の様々な短期消滅時効(民法170条から174条まで)を置いています。

しかし、短期消滅時効制度については、適用範囲が不明確であることや区別が合理的とはいえないことから、中間試案では、短期消滅時効の規定を削除する提案がなされております。

(2) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

職業別の短期消滅時効を廃止した場合には、時効期間をできる限り単純化・統一化しつつ、大幅な長期化を回避することが必要であり、そのために、原則的な時効期間と起算点についてどのように考えるかが問題となっております。

中間試案に提示された三つの考え方は次のとおりです。

【甲案】「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点を維持した上で、10年間(同法第167条第1項)という時効期間を5年間に改めるものとする。

【乙案】「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点から10年間(同法第167条第1項)という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時(債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時)」という起算点から[3年間/4年間/5年間]という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

(注)【甲案】と同様に「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点を維持するとともに、10年間(同法第167条第1項)という時効期間も維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間の時効期間を新たに設けるという考え方がある。

改正要綱案にどの案が採用されるかについては、今後の議論次第であり、議論の動向に注目していく必要があります。なお、議論の詳細については、法務省のHPをご参照ください。

『非公開化の法務・税務』出版のお知らせ

弁護士 西田 弥代

昨年11月に、税務経理協会から、『非公開化の法務・税務』が出版されました。

この本は、非公開化(ゴーイング・プライベート)のメリット・デメリットを整理し、上場廃止に伴う法的問題、MBOに係る法務・税務を「理論と実務」の両面から解説した体系書です。非公開化は、現在実務において盛んに行われていますが、単に上場会社がその上場を廃止するにとどまらず、廃止を契機に企業体質の抜本的変革に取り組むことが、その目的です。そのような手段にすぎない非公開化に携わるにあたっては、複雑な諸手続についての正確な理解が求められるだけでなく、事業再生等企業のリストラクチャリングのための種々のスキームに通暁していることも必要とされています。

本書では、まず第Ⅰ部において、非公開化の意義、その特質について、事業再生実務と比較しながらわかりやすく説明しております。

第Ⅱ部では、法務・税務上の諸問題について網羅的な解説がなされています。吉本興業事件(大阪地判平成24年6月29日)や楽天対TBS株式買取価格決定申立事件(最決平成23年4月19日民集65巻3号1311頁金判1399号52頁)など、近時の話題となった判例も、詳細に検討

しております。

第Ⅲ部では、非公開化に必然的に伴う MBO の法的課題について網羅的に解説しています。

実務家だけではなく、非公開化にかかわる方、身近でそのような動きがある方にも、是非目を通していただきたい本です。

以上、宣伝で終わってしまいましたが、目次を読んでいただくだけでも、問題となる項目を把握することができますので、ぜひ書店等で見かけられたら、お手にとられてください。当事務所の明石一秀弁護士が編著を務めているほか、藤野弁護士、吉田弁護士、西田が執筆に携わっております。



あなたの家族を守る「遺言」の話

弁護士 金子 典正

1. はじめに

遺言は、あなたの大切な家族に対する人生最後のメッセージです。

遺言と聞くと、後ろ向きのイメージを持たれる方が多いかもしれません。しかしながら、遺言を残すことにより、残された家族が無用な相続争いで傷つけ合うことを防ぐことができますし、お世話になった人へ財産を贈与することも可能となります。また、法律の範囲内で、あなたが適切・妥当と考える相続財産の分配を指定することもできます。ご家族のおかれた状況によっては、民法の規定通り分配することが、必ずしも公平な分配とはいえないことがあるのではないのでしょうか。そして、遺言書を作成することは、何より相続に関して思い悩んでいるストレスを軽くし、あなた自身の精神の安定に繋がることになるでしょう。

2. 遺言の種類

では、法律的に効力のある遺言にはどのようなものがあるかを確認していきます。

まず、遺言は、大きく普通の方式による遺言と特別の方式による遺言とに分けられます。

このうち、特別の方式の遺言(民法 976 条ないし同 984 条)は、例えば、船舶遭難の場合において、船舶中であって死亡の危急に迫った者が遺言する場合等、緊急事態にあつて、事前に準備が困難な状況を想定した遺言ですので、今回のテーマには沿わないため割愛いたします。

次に、普通の方式の遺言(民法 967 条ないし同 975 条)は、以下の 3 つに分けられます。

(1) 自筆証書遺言(民法 968 条)

文字通り、遺言を自筆で作成するというものです。重要なポイントは、文章、日付及び氏名を手書きし、かつ、これに押印しなければならないということです。つまり、文章をパソコン等で作成し、署名だけ自署すればよいというわけではありません。また、自筆証書遺言の加除その他の変更には

についても法律上、厳格な方式が定められています。自筆証書遺言は、何時でも何処でも思い立ったときに作成可能であり、証人も不要で、費用もかかりません。

しかしながら、上記のとおり記載方法が法定されているので、せっかく書いた遺言が、後々、方式不備により無効となることがあります。また、作成した遺言書は、誰かが何処かで保管しなければなりません。盗難、紛失、第三者による書き換え等の危険性が払しょくできません。さらに、当該遺言書が、「自筆」であるか否か、つまり遺言書の筆跡が遺言者のものかどうか巡って争いが生じることがあります。

なお、遺言書の保管者または遺言書を発見した相続人は、被相続人の死亡を知った後、家庭裁判所に遺言書を提出して、検認を請求しなければなりません。検認手続を怠ると、5万円以下の過料の制裁があります。

(2) 公証証書遺言(民法 969 条、同 969 条の 2)

文字通り、遺言書を公正証書にして公証役場に保管してもらうというものです。公正証書によって遺言をするには、証人 2 名の立会いのもと、遺言者が公証人に遺言内容を説明して公証人が書面化して読み聞かせ、遺言者と証人がその書面が正確であることを確認して署名・押印し、さらに公証人が署名・押印しなければなりません。

公正証書遺言は、遺言者から聞き取った内容を公証人が書面化するので、遺言者が全文を自筆する必要がなく、方式不備により無効となることはありません。また、作成遺言書の原本は、公証役場に保管されるため、遺言書を紛失したり、内容を改ざんされたりする危険性はありません。さらに、検認手続が不要となります。

他方、公正証書遺言の作成には、遺言の目的となる財産の価額に応じて法令で手数料が定められており、ある程度の費用がかかります(例えば、相続財産が 3000 万円を超え 5000 万円までで相続人が 1 名の場合、4 万円程度の証書作成手数料+250 円の正本交付手数料等の実費が必要となります。)

※詳しくは、日本公証人連合会のホームページをご覧ください。

<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>

また、立会いの証人 2 名を確保する必要があります。

(3) 秘密証書遺言(民法 970 条)

遺言の内容を秘密にしたまま、遺言の存在を公証役場で証明してもらうというものです。

少し、わかりにくいと思いますので、具体的に説明していきます。

秘密証書遺言は、遺言者が遺言書を予め作成し、署名・押印した証書を封筒に入れ、押印に用

いた印章をもってこれを封印します。自筆証書遺言と異なり、文面自体は、パソコン等で作成しても問題ありません。遺言者は、こうして作成した遺言書を持って、2人以上の証人を連れ、公証役場に行きます。遺言者は、公証人及び証人の前にその封書を提出し、自己の遺言書である旨及びその筆者の氏名及び住所を申述し、公証人がその封紙上に、遺言者の自己の遺言書である旨の申述や、提出した日付を書いてくれます。最後に、遺言者が証人と共に、その封紙に署名・押印することにより、秘密証書遺言は完成します。

秘密証書遺言は、上記の作成方法からも明らかなおと、遺言書の「内容」を他人に秘密にしたまま、遺言書の「存在」を明らかにできる点にメリットがあります。遺言者は、遺言書の封をした状態で公証役場に行くのですから、公証人も証人も、その「内容」はわかりません。公証人が証明してくれる事実は、当該遺言書が、目の前の遺言者が書いたものに間違いがないという「存在」に関するもののみです。秘密証書遺言には、遺言書の偽造・変造の心配はほとんどないといっておよいでしょう。

他方、作成時に公証人を利用しなければならないため、面倒な手続きと費用(定額1万1000円)がかかります。また、繰り返しになりますが、公証人は、遺言の内容まで確認をするわけではないので、遺言としての要件が欠けて無効となってしまう場合もありますし、執行時に家庭裁判所の検認の手続きも必要です。さらに、遺言書の保管は、遺言者等が行うため、滅失・隠匿の心配は残りません。

3 公正証書遺言の奨め

上記のようなメリット・デメリットを総合考慮し、当事務所と致しましては、費用が若干必要となりますが、安心・確実な公正証書遺言の作成をお勧めしております。

当事務所には、相続紛争について豊富な実務経験を有する弁護士が多数在籍しており、そのような実務経験に裏付けられた予防法務の観点から、公正証書遺言の内容について、残されたご家族間の紛争を予め回避し、あなたの意思を尊重する適切な内容の遺言についてご助言をすることが可能です。

上記公正証書遺言の助言業務を委任頂ければ、必要とされる証人2名については、当事務所で確保いたします。

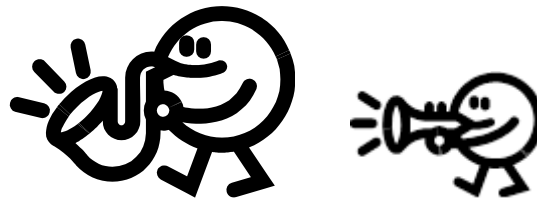
まずは、担当弁護士中西・金子までお気軽にお声掛け下さい。



趣味の部屋

弁護士は、日々紛争案件に関わっておりますから、リフレッシュできる時間を作って、頭を切り換えることも重要です。このコーナーでは、当事務所の弁護士の人となりを知っていただくために（決してネタ切れではありません）、各弁護士の趣味やリフレッシュの時間をご紹介します。

さて、私の趣味はというと、サックスの演奏であります（ちなみに、ゴルフも好きです）。これまで一番長く続いている趣味でして、中高時代の部活動に始まり、大学ジャズビックバンドを経て、現在は、洋楽コピーバンドで演奏しています。メインボーカル1名、コーラス2名、ギター、ベース、ドラム、キーボード2名、トランペット、サックス2名の大所帯です。



サックス(左)は、よくトランペット(右)と間違えられますが、吹き口にリード(芦で作った板状のもの。これを振るわせて音を出します)をセッティングしてあるのが特徴です。本体は金属でできていますが、トランペットと違って、金管楽器ではなく木管楽器の分類なのです。

個人練習をしていないので全く上手にならないのが残念ですが、月1回程度メンバーでリハーサルをして、年2、3回行うライブでは、お客様を前に気持ちよく演奏させていただいています。ぜひ今度のライブは聴きにいらしてください！・・・と言いたいところですが、やはりみなさまをライブにお誘いする勇気はないので、最近演奏した曲で、元気になった曲をご紹介します。(曲名／演奏者)

Blame It On The Boogie / Jackson5

Love Has Someting Eles To Say / Tedeschi Trucks Band

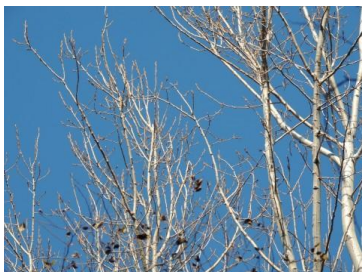
You Are The Universe / Brand New Heavies

サックスは、音がすぐに出ますし、指使いも小中学校で習ったリコーダーと同じで、始めやすい楽器です。みなさまも、ぜひ楽器店でお手にとられて(試し吹きをしてみてください)。

リフレッシュの時間も大事にしながら、今年もみなさまのお力になれるよう、頑張ります！

(担当:西田)

編集後記



今年は例年よりも長いお正月休みを取られた方も多いのではないのでしょうか。ゆっくりとしたよい新年を迎えられたことと思います。

当事務所職員も、しっかりと充電をさせていただきました。今年も皆様のお力になれるよう、職員一同全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

(ニュースレター編集チーム)

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビル4階

電話:03-3595-7070 / FAX:03-3595-7105

E-mail:info@halaw.jp / URL:<http://www.halaw.jp/>

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。